



2023年5月11日

各 位

会 社 名 ウシオ電機株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 内藤 宏治
(コード番号 6925 東証プライム)
問 合 せ 先 経理財務部長 瀧澤 秀明
(TEL. 03-5657-1000)

従業員持株会に対する株式付与としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社及び当社国内子会社（併せて以下「当社グループ」といいます。）の従業員に対して、当社の従業員持株会であるウシオ電機持株会（以下「本持株会」といいます。）を通じて株式の付与（以下「本制度」といいます。）を決定し、下記のとおり、本持株会を割当予定先として、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議しましたので、お知らせします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2023年8月31日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 255,100株（注1）
(3) 処分価額	1株につき1,743円とするが、2023年5月16日から同月19日までの間のいずれかの日（以下「条件決定日」という。）の直前取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（以下「条件決定日前取引日の終値」という。）のうち最も高い金額が1,743円を上回る場合には、処分価額は条件決定日前取引日の終値のうち最も高い金額と同額とする。（注2）
(4) 処分価額の総額	444,639,300円（本日現在の見込額であり、上記（3）の処分価額に上記（2）の処分株式数を乗じた額とする。）
(5) 処分方法	第三者割当の方法による
(6) 割当予定先	ウシオ電機持株会 255,100株
(7) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

（注1）本持株会は、取締役会決議日以降速やかに開催される持株会理事会の決議を経て、十分な周知期間を設けて当社グループの従業員に対する入会プロモーションを実施し、本持株会への入会希望者を募ります。このため、上記「処分する株式数」は最大値であり、実際の処分株式数は、

入会プロモーションや加入者への本制度に対する同意確認終了後の当社グループの従業員数に応じて確定する見込みです。

(注2) 本自己株式処分の処分価額の決定方法(価格決定期間を設けた趣旨)

本自己株式処分のように、株式を第三者割当の方法により処分して行う資金調達においては、通常、処分決議日に、処分価額を決定いたします。しかし、今回、当社は、本自己株式処分の決議日である2023年5月11日に、2023年3月期決算短信等を公表しております。そこで、当社は、当該公表に伴う株価への影響を織り込み、また、既存株主の利益に配慮するため、2023年5月19日に、株価変動等諸般の事情を考慮の上で、2023年5月10日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,743円と条件決定日前取引日の終値のうち最も高い金額を比較し、高い方の金額を処分価額として決定いたします。

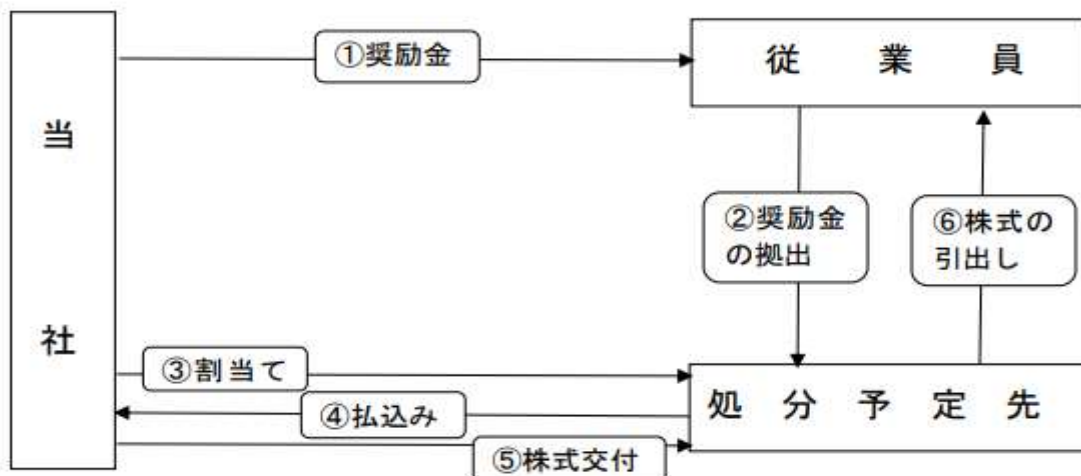
2. 処分の目的及び理由

当社は、「Vision 2030」として「光のソリューションカンパニーへ」を掲げ、2020年度から持続的成長実現に向けた収益構造転換の基礎固め再挑戦の3カ年として中期経営計画に取り組んでまいりました。この中期経営計画に掲げた必達目標を全て達成し、収益構造転換の基礎固めを概ね完了できたことから、その成果を当社グループの従業員に還元する施策として、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)を、本持株会の会員に対して、特別奨励金として付与することを決定いたしました。これは、当社グループの従業員の企業価値への関心を高め、経営層とともに中長期的な企業価値向上への貢献を目指す意識を新たにするとともに、当社グループの従業員に対して本持株会への更なる入会を奨励し、資産形成の一助となることを期待するものです。なお、当社株式は、当社グループの従業員である本持株会の会員のうち、本持株会に割り当てられた株式に係る持分を取得することに同意した者であって国内非居住者に該当しない者(以下「対象従業員」といいます。)に対してのみ付与されます。

本自己株式処分は、当社グループが会員に特別奨励金を付与し、当該特別奨励金の拠出をもって本持株会に自己株式を処分するもので第三者割当の方法によるものです。処分株式数につきましては、「1. 処分の概要」の(注1)に記載のとおり、後日確定しますが、最大255,100株を本持株会へ処分する予定です。

なお、本自己株式処分による希薄化の規模は、2023年3月31日現在の発行済株式総数123,500,000株に対する割合は0.21%、2023年3月31日現在の総議決権個数1,177,277個に対する割合は0.22%(いずれも小数点以下第3位を四捨五入しています。)であり、本日決議した別件自己株式処分(2023年5月11日付けで公表した「従業員持株会に対する譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ」をご参照ください。)を含めた希薄化の規模は、2023年3月31日現在の発行済株式総数123,500,000株に対する割合は0.59%、2023年3月31日現在の総議決権個数1,177,277個に対する割合は0.62%となります。

本制度の仕組み



- ①当社が処分予定先の会員である従業員に対し、奨励金を付与する。
- ②処分予定先の会員である従業員が、処分予定先に対して、奨励金を拠出する。
- ③当社が第三者割当により自己株式の処分を行い、処分予定先に対してこれを割り当てる。
- ④処分予定先が、拠出された奨励金で本第三者割当について払込みを行う。
- ⑤当社が処分予定先に対して自己株式を交付する。
- ⑥処分予定先の会員である従業員が処分予定先から株式を引き出す。

なお、上記①及び②に係る実際の金銭の支払いは、当社から処分予定先の指定預金口座に対して直接振り込む方法により行います。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき当社株式付与のために対象従業員に支給された特別奨励金を出資財産として、対象従業員が本持株会に拠出して行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2023年5月10日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である1,743円と条件決定日前取引日の終値のうち最も高い金額を比較し、高い方の金額としております。このような自己株式処分の処分価額の決定方法は、既存株主の利益に配慮した合理的な方法であり、また、処分価額を市場株価と同額に決定する方法であるため、本方法によって決定される本自己株式処分の処分価額は、本持株会にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

なお、2023年5月10日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,743円の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値平均からの乖離率（小数点以下第3位を四捨五入）は次のとおりとなります。

期間	終値平均 (円未満切捨て)	乖離率
1ヶ月（2023年4月11日～2023年5月10日）	1,671円	4.31%
3ヶ月（2023年2月11日～2023年5月10日）	1,625円	7.26%
6ヶ月（2022年11月11日～2023年5月10日）	1,667円	4.56%

本日開催の監査等委員会（監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）は、上記処分金額について、本自己株式処分が本制度の導入を目的としていること、及び処分金額が取締役会決議日の前営業日の終値と条件決定日前取引日の終値のうち最も高い金額を比較し、高い方の金額であることに鑑み、割当先である本持株会に特に有利な処分金額に該当しないと当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断については適法である旨の意見を表明しています。

4. 企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立した第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以上